

平成30年度 公募説明会での主な質疑等

主な質問	回答
<p>1. 車台、架装物(荷台)など別々に見積書、請求書、領収書が必要とのことであるが別々に出さないとだめなのか？</p>	<p>1. 車台、架装物(荷台)、冷凍機が別々に発注されている場合には、見積書、請求書、領収書が各々必要となります。各々の税・諸費用を除いた合計が補助対象経費となります。</p> <p>また、各々の見積書には補助対象車型が、請求書・領収書には車両を特定する車台番号等の記載が必要です。</p>
<p>2. リースの場合、「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」もリース会社が作成するのか？</p>	<p>2. リースを利用し新車を導入する場合はリース会社の申請となります。「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書(別紙2)」についても、使用者の取り組み状況を取りまとめてリース会社から申請いただくこととなります。</p>
<p>3. エコドライブ等燃費改善取り組み体制の中で「ドライバーへの定期的な教育訓練の実施」について、「講習会の受講義務等の実施内容」の記載事例で「販売会社の出前教育を実施している。」とありますが、これは外部から講師を招いて教育を実施しないといけないのか？ 社内の教育専門担当者による教育訓練ではだめなのか？</p>	<p>3. 運転者(ドライバー)に対してエコドライブの確実な実施を励行するための教育であるので、社内の教育担当者による教育の実施でも問題ないと考えます。</p>
<p>4. 別紙2で「該当状況」がすべて「○」で申請した場合、もう提出する必要はないか？</p>	<p>4. 変更が無くても、別紙2は平成30年度・平成31年度終了後に、該当状況を確認し、対象年度の欄に押印して提出していただくこととなります。</p>
<p>5. 別紙2で第三者認証を取得していれば、燃費報告は不要か？</p>	<p>5. 燃費報告は必須です。必ず、提出ください。</p>
<p>6. 燃費報告は補助翌年度までで良いのか？</p>	<p>6. 7. 燃費報告は、申請年度と翌年度のみですが、財産処分制限期間内は処分できません。処分する場合は環境大臣の許可が必要で、補助金も返納となります。</p>
<p>7. 報告が終われば、車両を処分(売却・名義変更・廃車等)しても良いのか？</p>	<p>合併やグループ内事業見直し等による補助車両の所有者名(リースの場合は使用者名)変更も同様に財産処分の対象となりますので、ご注意ください。</p>